

熊本県公報

第12888号
令和2年(2020年)
1月7日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止…………… (") 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更…………… (") 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (") 3

登 載 依 頼

- 令和元年度(2019年度)県立高等学校実習生産品等売払代金の収納事務の委託…………… (高校教育課) 3
- 令和元年度(2019年度)芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 3
- 令和元年度(2019年度)第3回熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏救急医療専門部会の開催…………… (熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏救急医療専門部会) 4

正 誤

- 令和元年熊本県公安委員会規則第8号(熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則)中…………… (警察本部生活環境課) 4

告 示

熊本県告示第1号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年(2020年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
つなぐ 八代郡氷川町大野46	一般社団法人九州福祉会 八代市田中東町27-11 増田 利明	令和2年 (2020年) 1月3日	435170 0036	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和2年(2020年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
六車医院	葦北郡津奈木町大字岩城6	平成29年(2017年) 2月28日
泰泉堂牟田医院	上益城郡御船町御船935	令和元年(2019年) 10月20日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
さくら調剤薬局 泉田店	人吉市南泉田町70-9	令和元年(2019年)10月31日

熊本県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。
令和2年(2020年)1月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
棚瀬医院	玉名市岱明町高道677	令和元年(2019年)11月15日

熊本県告示第4号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。
令和2年(2020年)1月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
南郷谷リハビリテーションクリニック 阿蘇郡高森町高森2186番地1	名称		令和元年(2019年)11月1日
	南郷谷整形外科医院	南郷谷リハビリテーションクリニック	

熊本県告示第5号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。
令和2年(2020年)1月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
六車医院	葦北郡津奈木町大字岩城6	平成29年(2017年)3月1日
くまもと発育クリニック	合志市豊岡字北拾町2000番地2665	令和元年(2019年)10月7日
泰泉堂牟田医院	上益城郡御船町御船935	令和元年(2019年)10月21日
おやまだ耳鼻咽喉科クリニック	玉名市築地333番地1	令和元年(2019年)12月1日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
かえで歯科	八代市古閑中町1206-2	令和元年(2019年)10月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
高階誠心堂薬局 いずみだ店	人吉市南泉田町70-9	令和元年(2019年)11月1日
れいわ薬局 築地店	玉名市築地335番地	令和元年(2019年)12月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション和楽家	合志市野々島1601番地6	令和元年(2019年)10月11日

熊本県告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)1月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字野尻 1107番2地先から 同所 1919番1地先まで	前	5.8 ～ 19.3	474.4	単道改
			後	10.0 ～ 34.1		

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)1月7日

登 載 依 頼

熊本県教育委員会告示第6号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次の売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年(2020年)1月7日

熊本県教育長 古閑 陽一

委託した相手方の名称及び所在地	委託した収納の事務	委託期間
株式会社 植木青果市場 熊本市北区植木町岩野76-1	鹿本農業高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和元年(2019年)10月16日から 令和2年(2020年)3月31日まで
長崎魚市 株式会社 長崎市京泊三丁目3番1号	天草拓心高等学校の水産実習による漁獲物の売払代金の収納	令和元年(2019年)11月15日から 令和2年(2020年)2月28日まで

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

令和元年度(2019年度)芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和2年(2020年)1月7日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
令和2年(2020年)1月23日(木)午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
熊本県水俣保健所 2階 会議室
- 3 議題
(1) 救急告示病院の更新について
(2) 救急活動概況及び救急医療に関する取組状況について
(3) 健康危機管理に関する取組状況について
(4) 災害医療に関する取組状況について
(5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話0966-63-4104)

熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏救急医療専門部会公告第2号
 令和元年度(2019年度)第3回熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 令和2年(2020年)1月7日
 熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏救急医療専門部会長

- 1 開催日時
令和2年(2020年)1月20日(月)午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ1階 テルサルーム
- 3 議題
(1) 協議事項
ア 救急告示医療機関の認定
イ 令和2年度(2020年度)病院群輪番制の実施
(2) 報告事項
ア 各消防本部(局)の救急活動状況
イ 熊本地震後の熊本中央救急医療圏における救急搬送状況調査結果
ウ 熊本市民病院における救急医療体制
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏救急医療専門部会事務局
(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)
(電話096-333-2246)

正 誤

令和元年(2019年)12月20日熊本県公安委員会規則第8号(熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
10	5	同号ウ(ウ)	第6条第1号ウ(ウ)